診断書を作成される医師にお渡しください

診断書を作成される主治医の方へ

成年後見制度の概要です。参考にしてください。

１　後見の概要

後見の対象者は，「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者」（民法７条）です。これは，自己の財産を管理・処分できない程度に判断能力が欠けている者，例えば，日常的に必要な買い物も自分ではできず誰かに代わってやってもらう必要がある程度の者のことです。

２　保佐の概要

保佐の対象者は，「精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である者」（民法１１条）です。これは，判断能力が著しく不十分で，自己の財産を管理・処分するには，常に援助が必要な程度の者，例えば，日常的に必要な買い物程度は単独でできるが，不動産，自動車の売買や自宅の増改築，金銭の貸し借り等，重要な財産行為は自分ではできない程度の者のことです。

３　補助の概要

補助の対象者は，「精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分である者」（民法１５条１項）です。これは，判断能力が不十分で，自己の財産を管理・処分するには援助が必要な場合があるという程度の者，すなわち，重要な財産行為は，自分でできるかもしれないが，できるかどうか危ぐがあるので，ご本人の利益のためには誰かに代わってやってもらった方がよい程度の者のことです。

４　本人情報シートについて

診断書作成の依頼を受ける際に，依頼者から，福祉関係者が作成した「本人情報シート」の提供を受けることがあります。この「本人情報シート」は，診断書を作成する医師に対し，ご本人の生活状況等に関する情報を提供し，医学的判断を行う際の参考としていただくため，家庭裁判所が平成３１年４月から導入したものです。

「本人情報シート」の提供を受けた場合には，ぜひ診断の参考資料として御活用ください。なお，記載内容についてのお問い合わせは，「本人情報シート」の作成者にお尋ねください。